

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- 平成20年度に策定した第2次計画の計画期間が平成25年度で終了しようとしている。
- この間、計画に基づき各町内福祉委員会で地域福祉活動を展開してきた。また、地域見守り活動モデル事業などを進めてきた。
- しかし、高齢化や世帯形態の変化の進行に伴って、新たな地域福祉課題も生じてきている。
- そこで、平成26年度以降の5年間における地域福祉のあり方を定める計画を策定する。

2 地域福祉計画とは

- 地域福祉とは、全ての人々が人として、住み慣れた家庭や地域で、安心して自立した生活ができるよう、多様な主体が協力し「共に支え合う地域社会づくり」のことを指す。
- 社会福祉法で、各市町村においてその策定が求められている。

3 根拠となる法律と計画の位置づけ

- 根拠法は、「社会福祉法」(第107条の規定)。第4条で「地域福祉の推進を図る」ことが明記されている。

【計画に盛り込む内容】

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

加えて、国から下記の事項を念頭に置くよう通知が出されている。

- *地域における要援護者に係る情報の把握、共有及び安否確認方法等に関する事項(平成19年8月)
- *高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応について(平成22年8月)

- 地域福祉を推進するための理念や方策を定め、保健福祉施策の方向性を示す社会福祉を推進する総合的な計画であり、社会福祉協議会が進める地域福祉活動計画を含めた計画

4 計画期間

- 平成26～30年度の5年間が計画期間

5 計画の策定体制

- 策定協議会／幹事会・分科会／地域会議・町内福祉委員会／関係団体会議・福祉事業者会議／市民フォーラム

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

1 地域を取り巻く現状 ※基本統計データの整理(人口など)

2 地域福祉資源の概況と特徴

【施設資源】

- 市内には、福祉センターをはじめとした福祉活動の拠点施設があり、8つの中学校区ごとに在宅介護支援センターが配置され、処遇困難ケースなど専門的な支援を行う地域包括支援センターが配置されている。

【人的資源】

- 中学校区ごと(8地区)に設置された地区社会福祉協議会の専任の社協職員が小地域福祉活動を支援している。
- 79町内会のうち、73町内会において町内福祉委員会が設置され、ふれあいサロンやふれあい昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップなどの作成、要援護者への見守り支援などの活動が、それぞれの地域の実情にあった方法で取り組まれている。
- 212名の民生委員・児童委員、主任児童委員が各地区で活躍している。
- 多様な市民ボランティア活動団体が、ボランティアセンターや市民活動センターに登録し、様々な活動を展開している。
- 保健福祉や防災等のNPO法人も多様な活動を展開している。

4 アンケート結果からみた期待や現状と主な課題

(1) 災害時における地域の役割、要援護者支援制度の普及

- 【現状】地震などの災害に対する地域としての備えとして「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」や「高齢者や障害者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」などを上げる人が多い。
- 【課題】災害時要援護者支援制度の認知度は低く、高齢者でも半数近くの人が「まったく知らない」と回答しており、周知が必要である。

(2) 助けられ上手への意識改革

- 【現状】困ったり、不安を感じたりする時の家族や親族以外の相談相手としては、「知人・友人が6割と最も高く、次いで「職場の同僚・上司」となっている。
- 【課題】町内会、民生委員や相談機関などへのアプローチを高める必要がある。

(3) 必要な人が必要な時に必要な福祉関連情報等にアクセスできる環境づくりの強化

- 【現状】5割近くの人が情報が入ってこないと感じている。また、今後、地域での福祉活動で重点にすべき事項として5割以上の人が、わかりやすい情報提供・広報活動をあげている。
- 【課題】7.8%の割合の人が、福祉情報が「全く入ってこない」と回答しており、情報格差を解消が求められる。特に、深刻な生活状況に至るリスクを抱えた人が必要な情報にアクセスでき、深刻な生活状況になる前に必要な相談や福祉サービスが享受できるよう個別支援の観点からの情報提供や相談支援の体制づくりが必要である。

(4) 地域の見守り活動のさらなる充実

- 【現状】介護や病気、子育てなどで困っている世帯に対して地域でして欲しいこととしては、「日ごろの声かけ・見守り」が最も多い。一方で、「自分でできる」という取組のトップにもなっている。
- 【課題】地域における見守り活動を拡大していくためには、引き続き地域でのマッチングがさらに必要である。

3 これまでの施策実施の主な成果と課題

○町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

- 【成果】町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を実践している。町内福祉委員会が未設置の6町内会でも町内福祉活動計画を策定するなど地域福祉活動が実践されている。
- 【課題】地域住民の困りごとに対応した課題解決型の活動に発展させていくことが求められる。

○地域見守り活動モデル事業の展開や防災のモデル事業の協働展開

- 【成果】孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23年度から「地域見守り活動モデル事業」に着手し、これまで16町内会においてモデル事業を展開している。また、行政、社協、災害救援のNPO法人、地域住民の4者の協働により、毎年モデル地区を決めて避難所運営を考えるワークショップや講演会、避難所開設訓練を実施する「自主防災組織支援事業」を行っている。
- 【課題】認知症高齢者などが増える中、地域見守り活動の全体的な展開と民間事業者を含めた関係機関との連携による地域福祉活動の展開が求められる。

○高齢者や児童等の虐待やDV被害の防止の体制強化

- 【成果】虐待等防止地域協議会や地域包括支援センターなど虐待等の防止体制が整っている。
- 【課題】未然防止と早期発見・早期対応を進めるための地域との連携体制や庁内連携体制の強化が求められている。

○地域福祉の新たな担い手育成の充実

- 【成果】社協による各種ボランティア講座や市民交流センターによる市民活動の人材・団体育成講座を実施している。
- 【課題】シニア世代をはじめとしたボランティア活動や地域福祉活動等の担い手の拡大が求められる。

(5) 「自分ができる」という助け合いの取組と「地域でして欲しい」という助け合いの取組のミスマッチングの解消

- 【現状】介護や病気、子育てなどで困っている世帯に対する取組のうち、「日ごろの声かけ・見守り」と「話し相手」については、「自分ができる」という割合が「地域でしてほしい」という割合を上回っている。一方、「関係機関の紹介(情報提供)」や「介護の相談」、「災害時などの緊急時の支援」については、「自分ができる」という割合が大幅に下回っており、地域ニーズとのミスマッチングが起きている。
- 【課題】まずは、「日ごろの声かけ・見守り」や「話し相手」といった「できる・やりたい」取組を手始めに、必要な時に関係機関つないだり、緊急時の支援活動に発展させたりすることが求められる。また、「できる・やりたい」という思いのある人を顕在化させ、「地域でして欲しい」とマッチングしていくことが求められる。

(6) ボランティア団体やNPO等と地域(町内福祉委員会)との連携の強化

- 【現状】ボランティア団体やNPO等の福祉関係団体は、メンバーの高齢化や活動資金など組織運営上の問題に加えて、「支援を求める人などの情報が得にくい」といった問題を抱えている団体も2割程みられ、決して少なくない。
- 【課題】福祉関係団体のパワーを地域福祉活動において今以上に発揮させていくためには、情報面や活動資金面等からの団体に対する支援に加え、地域(町内福祉委員会)との連携によって「支援を求める人」にアクセスできるようにする必要がある。

(7) 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、町内福祉委員会の周知・参加促進と地域活動の担い手やリーダー等の人材確保

- 【現状】社協や地区社協、町内福祉委員会の認知状況は十分でない。また、町内福祉委員会への参加意向は決して高くない。
- 【課題】社協や地区社協、町内福祉委員会の周知と町内福祉委員会への参加促進が課題である。また、福祉関係団体にとって、後継者やリーダーの育成が課題となっている。

第2章の続き

5. 本市の地域福祉の主要課題

- (1) 高齢化・世帯の少人数化に伴う高齢単身世帯と高齢者のみの世帯などの増加及び増加傾向にある認知症高齢者への対応
- (2) 都市化による地域コミュニティの変容に伴う子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応
- (3) 障害者の地域生活への移行促進のための社会基盤づくりへの対応
- (4) 地域見守り活動推進事業等の地域福祉活動の全市的な展開と民間事業者「民助」を含めた多様な社会資源と連携・協働した地域福祉活動の展開（福祉組織化）
- (5) 居場所提供型の見守りや訪問型の見守り、生活上の軽微な手伝いを伴う取組など、重層的な支え合いの仕組みづくり
- (6) 「助けられ上手」や「世話焼きさん」の発掘・育成等によるお互いに顔が見える範囲の「ご近所福祉」の実現
- (7) わかりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり
- (8) 平時からの防災対策への対応と要援護者への支援体制の整備

★今後求められる地域福祉の考え方（キーワード・キーセンテンス）

- * 「福祉組織化」民間事業者を含めた関係機関（民助）との連携
- * 「ご近所力」
- * 「助けられ上手」⇒従来型でない自助の概念
- * 「お節介さん・世話焼きさん」
- * 「課題解決型地域福祉活動」
- * 「一人ひとりの生活の質（QOL）の向上にアプローチする地域福祉活動」

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

大きく広がれ福祉の輪
みんなで支える地域の輪

※第1次計画及び第2次計画の基本理念を踏襲

- 誰もが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、まず自分でできることを考え、行動していくことが大切。
- 誰もが生きる力を備えた存在であり、その人自らの内にある生きる力を引き出していくという、エンパワメントの視点を持つことも大切。
- 私たちが進めようとしている福祉は、住民一人ひとりが自分と周囲の人を大切にする心を持ち、周囲の人の個性や多様性を認め、その上で、自分たちの日常の暮らしの場である地域のことを主体的に考え、できることから実行に移すことで、だれもが住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域をつくること。
- そのためには、行政や社協だけでなく、地域住民やボランティア団体、NPO法人、福祉事業者など、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが、これからの地域福祉の推進には必要不可欠。住民・福祉事業者・行政・社協みんなで力を合わせ、従来行政が担ってきた公助としての活動と、地域に根ざした住民による自助、共助といった福祉活動が連携することにより、さらに大きな輪を創りだすことができる。
- この理念には、みんなで力を合わせて、誰もが自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進していこう、という思いが込められている。

2 推進テーマ

- 本市の地域福祉の課題を解決し、基本理念の具現化にアプローチするために、以下のような推進テーマを掲げて、今後の5か年において地域福祉を推進していくものとする。

- A案：「世話焼きさん」と「助けられ上手」、「民助」による地域づくり
- B案：「お助け上手」と「助けられ上手」による地域づくり
- C案：「ご近所パワー」による助け合いの地域づくり

基本目標 1

地域まるごと支え合いの仕組みを創ろう！
－自助・共助・公助の重層的な支援体制づくり

基本目標 2

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！
－わかりやすい情報の提供と地域に根ざしたサービスの基盤づくり

基本目標 3

地域の福祉力を引き継ぐ担い手を育もう！
－地域福祉活動を支えるひとづくりと活動の拠点づくり

計画の体系

重点施策

※施策の内容及び枠組みを検討する中で、必要に応じて基本目標及び施策の体系も見直す予定。また、施策の中から重点施策を定め、事業を推進します。

第4章 地域福祉施策の展開

第5章 地区ごとの福祉活動の推進計画

第6章 団体・事業者等による
地域福祉活動の展開

第7章 計画の推進体制

新旧対照表

